

議案第46号

二の丸館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

二の丸館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月7日提出

日出町長 本田博文

二の丸館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

二の丸館の設置及び管理に関する条例（平成22年日出町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「この条例は」を「日出町の観光・産業・文化の振興及び地域の活性化を図るため」に、「第244条の2第1項」を「第244条第1項」に、「の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする」を「を設置する」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

第4条第2号中「展示スペース」を「展示スペース（物品販売スペースを含む。以下同じ。）」に改め、同条第3号中「裏門櫓」を「飲食スペース（ちゅう房施設を含む。以下同じ。）」に改め、同条第4号及び第5号を削り、同条に次の1項を加える。

2 二の丸館の敷地内に次の附属施設を置く。

(1) 裏門櫓^{やぐら}

(2) 駐車場

(3) その他附属施設

第4条を第3条とする。

第5条中「、第2条の目的を達成するため」を削り、同条第2号中「観光宣伝」を「観光・産業振興のための展示会等の開催」に改め、同条第6号を削り、同条第5号中「の施設」の次に「(附属施設を含む。以下同じ。)」を加え、同号を同条第6号とし、同条第4号中「町産品や」を「町産品及び」に、「販売」を「販売の場所の提供」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「文化振興」の次に「並びに裏門櫓の保存、公開及び活用」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 商工振興のための飲食事業者の起業その他の支援に関すること。

第5条第7号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「月曜日」を「12月29日から翌年の1月3日までの日」に改め、同項ただし書を削り、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第1項中「展示スペース」の次に「、飲食スペース」を加え、「その他附属施設を」を「その他附属施設の全部又は一部を占用して」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「利用を」を「使用を」に改め、同条第2号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第4号中「その他利用させる」を「前各号に掲げるもののほか、使用させる」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 使用に関して必要な資格等を有していないとき。

第9条を第8条とする。

第10条第2項中「町」を「町長」に、「に規定する」を「の規定による」に、「取り消し等」を「取消し等」に、「損害」を「損失」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項中「使用者は」の次に「、営利を目的として使用するときは」

を、「使用料を」を「使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。）を」に改め、同項の表を次のように改める。

施設名	使用料
展示スペース	1日当たりの売上額に100分の15を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合はその端数を切り捨て、その額が10円未満である場合は零とする。）
飲食スペース	基本料1,000円及び1日当たりの売上額に100分の10を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合はその端数を切り捨て、その額が10円未満である場合は零とする。）の合計額

第11条を第10条とする。

第12条第2項中「第6条及び第7条」を「第5条第1項及び第6条第1項」に改め、同条第3項中「第8条から第10条第1項」を「第7条から第9条第1項まで」に、「第10条第2項中「町」とあるのは「町」を「第9条第2項中「町長」とあるのは「町長」に改め、「、第11条中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものと」を削り、同条第4項及び第5項中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1号中「第5条」を「第4条」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項の業務に関連して取得した個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第13条を第12条とする。

第14条第1項中「第11条第1項」を「第10条第1項」に、「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第2項中「第11条第1項の表中」を「第10条第1項」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第15条とする。

第17条中「この」を「この条例に定めるもののほか、この」に改め、同条

を第16条とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定(「展示スペース」の次に「、飲食スペース」を加える部分に限る。)及び第11条第1項の表の改正規定(飲食スペースの項に係る部分に限る。)は、規則で定める日から施行する。

(準備行為)

第2条 町長は、前条ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)前においても、この条例による改正後の二の丸館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第1項第3号に規定する飲食スペースについて新条例第7条第1項の許可を受けようとする者に対して、新条例の規定の例によりその許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、一部施行日において同項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により許可を受けた者は、新条例第10条の規定の例により使用料を納付しなければならない。

(使用料に関する経過措置)

第3条 新条例第10条第1項の規定(同項の表飲食スペースの項に係る部分を除く。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にした使用許可に係る使用料について適用し、施行日前にした使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(指定管理者による管理に関する経過措置)

第4条 新条例第11条第1項の規定により二の丸館の管理を指定管理者に行わせる場合における前2条の規定の適用については、附則第2条第1項中「町長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「第10条」とあり、及び前条中「第10条第1項」とあるのは「第13条」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

理 由

二の丸館内の施設の範囲を明確にし、観光、産業、文化の振興及び地域の活性化を図るとともに、飲食スペースを活用した起業支援を行うため、条例を改正したいので提出する。